

[優秀賞]

諦めない弁護活動の先に

ベロスルドヴァ・オリガ Olga Belosludova 第二東京弁護士会・72期

覚醒剤取締法違反被告事件

東京地判令2・7・10 令和2年特(わ)第1164号 LEX/DB25566854

事件の概要

Xは、2020年4月8日、覚醒剤自己使用に係る2年8月の服役を終え、刑務所から出所した。出所した同日、保護観察所に緊急一時保護の相談をしたが、自分の意思をうまく伝えられず、保護を断られてしまった。新型コロナウイルス(COVID-19)の緊急対応の影響もあり適切な対応や説明がなされなかった状況下で、将来への不安やストレスがたまったことから、出所2日後である同年4月10日にXは自暴自棄となり、飲酒の末再び覚醒剤を使用してしまった。

覚醒剤使用後、Xが体調を崩し、自ら救急車を呼び、病院に搬送されたところ、治療中にXが、過去に覚醒剤を使用したことがある旨述べたことから110番通報され、警察に逮捕された。

覚醒剤の自己使用に関しては、Xも認めているところであり、本件では量刑が問題となった。

同種前科が7犯あり、量刑に関しても困難を極める事案だったが、社会福祉士や薬物依存者サポート施設「ダルク」と密に連携した結果、最終的には熱心な弁護活動と具体性ある更生支援計画書が裁判官に評価され、一部執行猶予判決(刑法27条の2第1項)を得ることができた。

新型コロナウイルスに係る 緊急事態宣言の状況下で

本件は、弁護士1年目の私が初めて担当した国選弁護事件である。企業法務を中心とする事務所所属しているため、弁護士登録後刑事事件に関わること自体、これが初めてだった。

受任の打診があったのは、2020年4月13日。4月7日に緊急事態宣言が発令された直後で、東京を中心に強い外出自粛ムードに覆われていた頃だった。当時はウイルスの特性や有効な対策がまったく解明されていない状況であったため、外出するのが本当に怖かった。当時は事務所の業務も多忙を極めており、これで罹患して普段の弁護士業務ができなくなってしまったらどうしようという不安も大きいのしかかっていた。しかし、私は当番待機の身。いずれにしろ誰かが弁護活動をしなければならず、特に迅速な対応が必要な被疑者段階の国選弁護なので、覚悟を決めて、電話を受けてからすぐにXが留置されているA警察署へ直行した(なお、都内での移動だったが、私の家からA警察署までは電車で片道1時間30分。20日間の被疑者勾留中、2、3日に1回は必ず接見に行くようにしていたが、毎回、マスクやアルコール消毒等万全の体制を整えて移動していた。公正が担保された状態で被疑者・被告人と遠隔地で会話をするような仕組みがまだ構築されていない現状において、今後、さらに危険性の高いパンデミックが起こった際には、移動時間・移動距離を減らすことで罹患リスクを軽減できるよう、被疑者の勾留されている警察署の近くに住む弁護人が担当するような仕組みも有用かと考えられる)。

A警察署に着くと早速Xと接見して経緯を聞くことができた。感染防止のため、接見室のガラスボードの穴が埋められており、お互いに声が届きにくい状況だったが、会話の結果、Xが逮捕に係る被疑事実を認めており、量刑が争点となることがはっきりした。しかし、Xは、7回もの同種前科があり、今回が8回目の逮捕。しかも、今回の逮捕は出所してわずか2

日後であったことを考慮すると、弁護人としてどのように量刑弁護をしていくべきか、非常に悩ましかった。

弁護方針の検討

まず身近な先生に相談したところ、「8度目の逮捕はもう、何もできない」と言われた。しかしこの状況でも私ができることはあるのではないかと思い、文献でリサーチした上で、第二東京弁護士会が独自に設けているスーパーバイザーに相談してみることにした。

1 文献を用いたリサーチ——一部執行猶予

覚醒剤事件であり、かつ、量刑が主要な争点になることが判明したことから、私の頭の中にはひとつのキーワードが浮かんでいた。2016年6月に施行された「一部執行猶予制度(刑法27条の2第1項)」である。ご案内の通り、一部執行猶予制度とは、宣告刑の一部だけの執行を猶予するものであり、その趣旨は「施設内処遇と社会内処遇との連携による、再犯防止と改善更生」である。一部執行猶予判決が下された場合、本人はまず猶予されなかった期間を実際に服役し、その後、猶予された宣告刑に関する執行猶予期間が開始することになる。一部執行猶予制度創設に際しては、特に薬物事犯が念頭に置かれており、「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」3条により、対象者の前科にかかる要件(刑法27条の2第1項各号)が外されている。念の為文献を参照しながら、本件への適用可能性を改めて確認したところ、本件も、①3年以下の懲役または禁錮で、②「再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ相当である」(必要性・相当性)と判断されれば一部執行猶予がなされる事案であることを確かめることができた。

Xの今までの受刑は最長でも2年8月。今回も、宣告刑が3年以下(①)となる可能性はゼロではなかった。そこで、弁護人として特に重点をおくべきは、一部執行猶予の必要性と相当性(②)を主張できるよう、資料を揃えることである。しかし、多数の同種前科の存在と出所後間もなくの逮捕。Xは逮捕当初から自発的に何枚も反省文を書いてはいたが、捕まってしまった人の反省する態度だけでは一部執行猶予の必要性と相当性を示すことは難しい。一部執行猶

予を目指す弁護方針についてXに打診するとXはその方針に強い意欲を見せたが、どのようにその必要性と相当性を主張すべきかという大きな課題は残っていた。

なお、Xが前回、7回目の有罪判決を受けた時点でも一部執行猶予の制度は存在していたが、その際の弁護人は一部執行猶予を主張せず、全面的な実刑判決が下された。当時の弁護人としては、必要性・相当性を基礎づけることができないと考えたのかもしれない。しかし逆に考えれば、主張していない以上、今回の裁判でそこを争点化することにより道が拓ける可能性はあると思われた。

2 スーパーバイザーへの相談——更生支援計画書

第二東京弁護士会では、若手の弁護士が、刑事弁護の経験豊富な先生にいつでも相談できるよう、スーパーバイザー制度が設けられている。この制度を活用せず、弁護活動を終える若手も多いと聞か、弁護士登録直後の刑事弁護研修で特に印象的だった「1人で抱え込まない。何かあったら必ず相談する」という言葉を胸に、相談することとした。

担当の先生からは、率直に「一部執行猶予は難しい」と言われた。しかし、同時に、社会福祉士と協力して、更生支援計画書を作成してみてもどうかとアドバイスを頂いた。担当の先生いわく、「覚醒剤自己使用は依存が強く、1人で更生することが難しい。適切に更生するためには、計画的な治療や更生方針が定まっていることが必要となる。まだメジャーな弁護方法ではないが、覚醒剤自己使用事案においても、更生支援計画書は有効な弁護側の証拠となる」とのこと。早速、弁護士会を通じて社会福祉士に連絡をとった。

なお、更生支援計画書を社会福祉士に作成してもらうためには、当然費用がかかる。今回は国選弁護の事案であり、Xにはそのような費用を負担できる資力は到底ない。しかし、第二東京弁護士会には原則5万円を上限とする援助金制度が設けられている。連絡をとった社会福祉士の方にも事情を説明したところ、予算内におさめることを了承してくださった。

社会福祉士との連携と証拠入手

社会福祉士との連携で今回の私の弁護方針は大きく転換した。社会福祉士は人と向き合う経験が豊富で、被疑者・被告人の言動や受け答えの仕方等からその人の性格や身体的・精神的特徴を言い当てる知見まで有する。本件でも、被告人と社会福祉士との面会が複数回重ねられたことで、Xの生い立ち、人柄、覚醒剤使用に至る契機といった事情が芽づる式に明らかになった。受け答えの内容から軽度の発達障害の可能性まで発覚した。

しかし、更生支援計画書も客観的な証拠で裏付けなければ、実効性に欠ける。そこで、私は更生支援計画書をバックアップできるような客観的な証拠探しを始めた。具体的には、弁護士会照会を用いて2つの方面からアプローチを試みた。

1つ目が、刑務所へのCAPAS診断結果の照会である。今回はあくまで認め事件であり、責任能力を争うつもりはなかったが、今後のXの更生を実効的なものにするためには、Xが知的障害の傾向を有するかは重要な鍵だった。人生の半分を刑務所で生活してきたXの直近の知的傾向を知るには、刑務所で実施される知能水準測定試験であるCAPASの診断結果があれば有効であると考え、弁護士会照会を刑務所にかけた。しかし、残念なことに、刑務所からは、CAPASは知的障害を診断するために用いるものではなく、服役中にどのような作業に従事させるかを判断する材料にすぎないため、今回のような知的障害の有無を知る目的では開示できず、また、服役中、知的障害の傾向は一切見受けられなかったとの回答しかもらえなかった。これに対し、重ねて行政機関個人情報保護法12条に基づく開示請求を行うことも検討したが、開示決定まで最長60日の猶予があり、場合によっては、審査請求や義務付け訴訟等を提起することとなりXにとって過剰な負担となりうることから今回は行わなかった。

2つ目は、Xの措置入院に関する資料の入手である。社会福祉士がXとの面会を重ねていく中で、以前、Xが措置入院をしていた過去が明らかとなった。もっとも、薬物依存の影響もあり、具体的にどこの病院で措置入院をしていたのかということXから聞くことはできず、知ることができたのはP県のどこかで

措置入院をした過去があるということだけだった。どこの病院かわからなければ、どこに弁護士会照会をかけたら良いかわからない。そこで、私は片っ端からP県に所在する精神科の病院に電話をしてXが措置入院をした過去の病院を探し、最終的に突き止めることができた。弁護士会照会を通じてであれば、当時の状況をカルテとともに開示してくれるとのことだったので、さっそく弁護士会照会を行った。1カ月経っても、なかなか回答が返ってこない状況だったので、少し心配ではあったが、突如、公判の2週間前に回答結果とともに、500頁を超えるカルテが私の所属する事務所に送られてきた。このカルテを社会福祉士と精査していく中で、Xには薬物依存とは別に、先天性の精神疾患があることが発覚した。先天性の疾患が明らかになったことで、Xの更生支援計画書はより一層Xの特質を反映した具体性のあるものとなったと同時に、Xも自身の身体的・精神的特徴を理解したうえで、自身の更生に生かすよう動機づけることができた。

ダルクとの連携と身元引受けの確保

更生支援計画書の実効性確保のため、服役後にXの身元を引き受けてくれる施設も探した。Xは以前、薬物使用者の回復支援施設である横浜ダルクと静岡ダルクにいた過去があったことから、そのいずれかに身元引受けをしてもらえないか、連絡してみた。しかし、以前のダルクでの素行が悪く、プログラムを数カ月で離脱してしまった過去があったこともあり、両ダルクは身元引受けに難色を示した。そこで、東京ダルクにも打診したが、あっさりと断られてしまった。しかし、東京ダルクは、可能性のある場所として山梨ダルクを紹介してくれた。山梨ダルクもすぐ身元引受けを承諾してくれたわけではないが、私から何度も連絡を重ね、X自ら山梨ダルクあてに手紙を書く等の対応をしたおかげで、公判の10日前に無事に身元引受けを承諾してもらうことができた。

公判直前期

弁護士会照会で取り寄せたカルテの量が膨大であったこと、身元引受人の承諾を得られたのが公判

の直前であったこと等が積み重なり、公判直前の検察官への証拠開示はバタバタしてしまった。さすがに500枚以上あるカルテをそのまま出すのは裁判官への負担が大きき心証も悪いだろうと考え、重要なページを20枚ほど抜粋して提出するつもりだった。しかし、公判前に行った証拠開示に対し検察官からは、「私はこの事件だけに関わっているわけではなく、忙しいので、公判直前にそのような枚数を精査できるかどうかはわからない。精査しきれない場合は証拠として不同意とする可能性もある」と言われた。挙句の果てに、「カルテに書いてあることは被告人質問で立証できるだろうから、カルテを証拠として出す必要はないのではないか」とまで言われた。X自身、本件カルテを確認する以前は自己の先天性の疾患に関する認識がなく、Xに被告人質問でその疾患について語らせることは不可能である。被告人の先天性の疾患が公判で顕出されることは、更生支援計画書の実効性を確保する観点から必須であったため、私は、検察官に不同意とされないように急遽、診断結果が書いてある頁のみに限定してカルテを証拠として提出する方針に変更した。その甲斐もあり、公判においては無事に7つの弁護人請求証拠すべてに同意がなされた。

公判期日

2020年6月某日、裁判官も検察官も私も全員女性で、書記官だけが男性という、法曹界に女性が占める割合を踏まえると比較的珍しい構成で公判が行われた。初めての公判ということもあり、冒頭手続での弁護人意見、書証の証拠調べの際には声が震えているのが自分でもわかった。もともと、被告人質問で、私よりも緊張をしている被告人を見て、私がしっかりとしなければ、という気持ちになった。被告人質問は、事前の入念な打合せの成果が出て無事に進んだ。検察官からの反対質問はすでに予想していたような質問だったが、法廷という場所でXも緊張してしまい、受答えに窮している様子だった。私としては、何度も同じ質問をしてXを問いただす検察官に対して異議を述べることで、Xが崩れないようにサポートした。もちろん、再主質問も行った。補充質問では、裁判官が更生支援計画書に興味を持っていることが

伝わるような質問が多くなされた。

私にとって幸運だったのは、公判を通じてずっと、検察官が、被告人の再犯の恐れを繰り返し強調していたということである。一部執行猶予に関する本件の争点、すなわち、「再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ相当である」(必要性・相当性)は、通常、次の3要素で判断すると言われている。

- (i) 再犯のおそれがあること
- (ii) 1年以上の社会内処遇期間を確保して行う有用な処遇方法が想定できること
- (iii) その処遇の実効性

検察官がすすんで(i)再犯可能性について主張立証してくれたため、むしろ一部執行猶予の必要性が強調されるムードが醸成された。争点が自ずと、提出した更生支援計画書や被告人の意思・態度が(ii)や(iii)を満たすか否かへと移っていったのがわかった(なお、検察官は論告求刑の際に一部執行猶予が妥当でない旨を述べていた)。

最終弁論では、Xの今までの不遇な生活環境から形成された性格が薬物使用に結びついたこと、Xが薬物依存から1人で更生することが困難な身体的・精神的特徴を有していること、専門機関を通じた更生環境が整っていることを強調した。今回の事案こそ、Xの薬物依存の状況を考慮すると、社会内処遇と施設内処遇との連携が必要な事案であるとして、一部執行猶予が妥当である旨の主張を最後まで貫徹した。本件犯行の直前まで、Xは2年8月を刑務所で過ごしていたが、それが更生に功を奏しなかったことは本件被疑事実から明らかだからである。

検察官の求刑は3年6月の懲役だったが、3年を超える懲役には一部執行猶予を付することができない。私自身、最終的な落とし所を懲役3年(4月の一部執行猶予)であるとして、最終弁論ではアンカーを打つ意識で、2年8月の懲役に一部執行猶予を付するのが妥当である旨を述べた。

判決期日

2020年7月某日。なんとも言えない緊張感の中、裁判官が法廷に入室し、次のような判決主文が読み

上げられた。

被告人を懲役3年に処する。その刑の一部である懲役4月の執行を3年間猶予する。被告人をその猶予の期間中保護観察に付する。

見立て通りのまさに理想的な判決だったが、意外だったのは、想定以上に裁判官が私の弁護活動を高く評価してくださったということである。判決を述べた後、裁判官が被告人に対する訓戒で「最初は一部執行猶予を付するのは難しいと考えた。しかし、弁護人の頑張りのおかげで、あなた(X)の更生にとって有用な、具体性のある更生支援計画書が作られている。最後まで悩んだが、一部執行猶予を付することにした。弁護人が頑張った気持ちを裏切ることのないよう、きちんと更生し、二度と罪を犯すことのないように」と述べられたときには、本件に関する活動のすべてが報われたような気持ちになった。

ただ、あまりにも上手く行き過ぎた上、弁護人の活動が高く評価されていたため、検察官が控訴する懸念はあった。弁護人の活動が一部執行猶予を導く考慮要素として大きな役割を果たしている本件において、控訴は大きな弱点である。控訴審においては、別の国選弁護人が新たに選任される可能性があるからである。

おわりに

2週間後、判決は無事に確定した。

当初は弁護方針が見えず手探りの状況だったが、試行錯誤を繰り返し、多くの方々の協力の下で、最後まで諦めずに弁護活動を継続することができた。

判決期日の前日に、Xに東京拘置所で会った際にも、その思いが伝わったのか、「弁護活動を熱心に行ってくれてありがとうございます。ここまで自分と向き合ってくれた弁護士は今まで一度もいなかった」と、まだ判決が出ていない段階で感謝の気持ちを伝えられた。判決後にも裁判所の地下でXと面会したが、最後の挨拶を交わした際のXの感謝の言葉は、今後の弁護士人生の中で一生忘れることがないだろう。

Xが今回の裁判の過程で抱いた感情がいつまで持続するかはわからない。しかし、弁護人がXのために

懸命に弁護活動を行い、そしてその結果が判決に結実したという経験と、その際に弁護人に対して抱いた感情は、きっと更生に役立つものと信じている。👤